

第 3 章

計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくり

社会的性別（ジェンダー）に基づく、「男は仕事、女は家庭」などの固定的性別役割分担意識は、社会のあらゆる分野で、さまざまな形でこっており、このことが男女の自立した生き方、とりわけ女性の生き方に大きな影響を与えています。

それぞれがもっている能力を発揮することにより、実質的な平等を実現することが重要となっています。

そのためには、あらゆる機会をとらえて、男女平等意識の啓発に努めるとともに、家庭で、学校で、地域などさまざまな場面で男女平等に関する教育を推進していきます。

◆ 社会的性別（ジェンダー Gender）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、人々は成長するにつれ「男性に期待される行動」「女性に期待される行動」を行なうようになる。このようにして形成された男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

なお「ジェンダー」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆ 固定的性別役割分担

性別によって役割を分けること。例えば「女は（子供を産むので）育児や家事を負う、老親介護も当然女性の役割、男は（能力もあり責任感も強いので）外で仕事をし、一家の大黒柱」などといったような家庭での性別役割分担意識を固定化し、またそれが職場や地域へ拡大されそこでも女性は補助的なことを担うものとされた。このことが、女性の社会進出や経済的自立を阻害し、男性の家庭や地域への関与を妨げ、また働き過ぎによる身体の病や過重なストレスによる心の病を生み出す一因ともなっている。

重点目標 1 男女平等への意識啓発の推進

固定的な性別役割分担を前提とするしきたり、行動、考え方などの中にある性差別を無くし、男性女性双方に植え付けられたイメージにとらわれることなく個性を尊重することが必要です。

また、性別に基づくあらゆる暴力は、女性の人権の尊重を侵害するものであり、根絶しなければならない問題です。

男女がそれぞれ社会の構成員として自覚し、参画できるよう、男女平等への意識啓発を推進します。

【 課 題 】

(1) 固定的性別役割分担意識の是正

社会のあらゆる分野で、根強く存在する「男は仕事、女は家庭」などの固定的性別役割分担意識を是正します。

■ 施策の方向

①啓発・広報活動の充実

- 講演会や研修会等の開催による啓発活動
- 市民の意識や女性が置かれている現状の調査・研究
- あらゆる機会を捉えた広報活動の充実



(2) 一削 除一

(3) 女性の人権の尊重

性差によるあらゆる暴力は、人権を侵害する行為で、決して許してはならない行為です。

女性に対する暴力の防止対策を推進し、また、被害女性へのケア・サポート体制を充実することにより、女性の人権を尊重する社会を目指します。

■ 施 策 の 方 向

①ドメスティック・バイオレンス等の防止対策の推進

○暴力に関する実態調査の実施

○ 家庭内暴力や性的被害の防止への啓発

◆ ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているかについて、注意が必要となります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」として記述されています。

◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました（同年10月13日に施行）。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」として機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。

法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

◆ ストーカー（stalker）

特定の個人に異常なほど関心を持ち、その人の意思に反してまで跡を追いつける者。
1990年代後半に社会問題化。

◆ ストーカー規制法

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行なうとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行なうこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

②相談・支援体制の充実

- 暴力を受けた女性に対する相談体制の充実
- 関係機関と連携した一時的避難施設の充実
-

③メディア等における人権の尊重

- 市の刊行物における男女平等の視点に立った表現の推進
- 有害なメディア等からの女性・青少年の保護



◆ メディア・リテラシー（Media literacy）

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

(4) 女性のエンパワーメントの向上

女性自身が社会の一員であるという意識と、社会や仕事に自信を持って参画できる能力の向上を目指します。

◆ エンパワーメント (Empowerment)

自分らしい生き方を選び取る力、経済的に自立できる力、政策・決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力などさまざまな場面に女性が力をつけること。女性の地位向上、実質的な男女平等社会の実現のためには、女性が力をつける必要性があり、1995年(平成7年)北京で開催された第4回世界女性会議をきっかけに強調されるようになった。

■ 施策の方向

①エンパワーメント向上のための意識啓発

- 政治・経済・法律等に関する学習機会の充実
- 学習に関する情報・資料の提供
- 指導者の育成



重点目標２ 男女平等教育の推進

性別的な固定的観念は、家庭や社会などのあらゆる場中存在し、男女共同参画社会の実現を阻害しています。また「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」では、男女平等を基礎として人権及び基本的自由を行使・享有することが保障されるところとされています。性別に偏りのない男女平等観をすべての男女が身につけるために家庭、学校、地域での男女平等教育を推進します。

【 課 題 】

(1) 家庭における男女平等教育の推進

家事、育児、介護などの家庭的責任は、男女が協力し合い、平等に担うという認識が必要です。また、性別に偏ることのない個人や個性を尊重する意識をはぐくむためには、家族単位で男女平等を実践していくことが必要です。

男女は平等であるという意識を、家庭の中から育てるために、家庭における男女平等教育を推進します。

■ 施 策 の 方 向

①男女差別のない家庭教育の推進

○家庭の中での男女平等教育の推進

②家庭責任に対する意識の啓発

○男女が共同して担う家庭責任についての啓発

○アンパイドワークに対する評価の啓発

◆ アンペイドワーク (Unpaid Work)

無報酬労働、すなわち家事・育児・介護や地域社会におけるボランティア活動のように賃金や報酬が支払われない働き方や活動をいう。女性が日常的に行っている活動の多くは無償労働で、人や生命の根幹の活動に関わる活動であるのに賃金労働（有償労働）のように経済的に評価されていない、また働いていないかのようにみなされる事もある。

このような無償労働に対する社会的評価をさらに高めるとともに、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担っていくことが、男女それぞれの自立や自己の実現の可能性を広げることになる。

(2) 学校等における男女平等教育の推進

幼児・児童・生徒に対し、性別にとらわれない進路の決定や、性別にとらわれず、個性を伸ばす生き方が選択できるように、指導、教育を推進するとともに、保育・教育現場関係者の男女平等意識の啓発に努めます。

■ 施策の方向

① 幼児・児童・生徒に対する男女平等教育の推進

○教材・図書の検討

○指導内容や指導方法の充実

② 保育・教育関係者に対する男女平等意識の啓発

○指導者の学習機会・研修の充実

○学習に関する情報・資料の提供



(3) 地域社会における男女平等教育の推進

生涯にわたって充実した生きがいのある生活を送るためには、男女が共に学び育みあっていくことが必要です。ひとりひとりにあった学習の機会や内容の充実を図り、情報の提供を推進します。また、よりよい学習機会を提供するために指導者の育成に努めます。

■ 施策の方向

①学習機会の提供と内容の充実

- 生涯学習の場における学習内容の充実
- 講演会・フォーラム等の学習会の開催
- 生涯学習に関する情報・資料の提供

②生涯教育指導者の育成

- 学習機会の提供と内容の充実

